

第2号議案

件名	栃木県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について
提案理由等	この規則の施行の際現に公布されている規則の形式を左横書きに改正するため、新たに規則を制定するものである。

栃木県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について

教育委員会事務局総務課

1 制定の趣旨

この規則の施行の際現に公布されている規則の形式を左横書きに改正するため、新たに規則を制定するものである。

2 規則の概要

(1) 趣旨（第1条）

この規則は、この条例の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 形式の変更（第2条）

既存規則における右方は改正後の既存規則における上方とし、既存規則における上方は改正後の既存規則における左方とする。

(3) 用字及び用語の整理（第3条）

次のとおり漢数字をアラビア数字に改めること等とする。

(例1) 条文番号等の表記

(改正前) 第十一条第十二項第十三号 → (改正後) 第11条第12項第13号
(例2) 号を細分する場合の表記

(改正前) (1次) 「イ、ロ、ハ…」 → (改正後) 「ア、イ、ウ…」
(2次) 「(1)、(2)、(3)…」 → 「(ア)、(イ)、(ウ)…」
(3次) 「(i)、(ii)、(iii)…」 → 「a、b、c…」

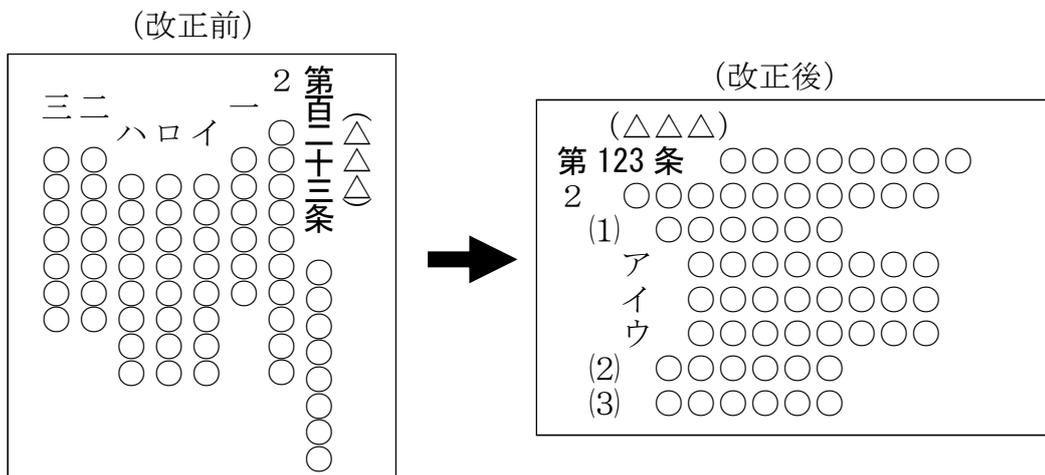
(例3) 数字の表記

(改正前) 五万六千七百円 → (改正後) 56,700円
令和四年四月一日 → 令和4年4月1日

3 施行期日

令和3年11月1日

※参考（改正イメージ）



○栃木県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。
 2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
五 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
八 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
九 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているもの	上記

	に限る。)
十 上欄	左欄
十一 下欄	右欄
十二 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十三 促音に用いる「っ」又は「っ」	それぞれ「っ」又は「っ」

2 前項の表八の項から十一の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から六の項まで及び八の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないとき、認められるときは、教育長が別に定めるところによる。
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。